

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領

(趣旨)

第1 この要領は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）」、「森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）」、「森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付30林整計第713号林野庁長官通知）」、「森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成30年12月21日付け30林整計第714号計画課長通知）」の規定において、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募から公表までの必要な事項について、定めるものとする。

(定義)

第2 意欲と能力のある林業経営者とは、知事が本要領に基づき公募し、法第36条第2項に規定されている要件に適合するか審査して、名簿に登録し、公表した民間事業者のことをいう。

2 民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている事業者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(公募の実施)

第3 知事は、毎年1回、神奈川県全域を対象として、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 公募の方法は、県のホームページを用いて行うものとし、公募の期間は、公募の開始の日から30日間とする。

(応募申請者の要件)

第4 応募申請の対象者は、県内に事業所が存在し、法第2条第5項に規定される経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「応募申請者」という。）であること。なお、事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分を指し、労働基準法の事業場をいう。

(応募申請の方法)

第5 応募申請者は、公募の際に定める期日までに、知事に、別紙1の提出書類一覧に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を、提出するものとする。

2 申請書類の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村（様式1）

(2) 基本情報に関する情報（様式2）

- ア 基本情報（商号又は名称、代表者氏名等、主たる事務所の所在地）
- イ 組織に関する情報（職員数等）
- ウ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等、雇用の賃金形態）
- エ 技術者・技能者数に関する情報
- オ 資本装備に関する情報（林業機械の導入状況）

(3) 効率的かつ安定的な経営管理を行う能力に関する情報

- ア 素材生産量の増加又は維持に関する情報（事業区域・事業実績に関する情報）
- イ 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- ウ 施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- エ 主伐後の再造林の確保に関する情報
- オ 素材生産及び造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- カ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- キ 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- ク コンプライアンスの確保に関する情報（様式3）
- ケ 常勤役員の設置に関する情報

(4) 経理的な基礎に関する情報（様式4）

- ア 貸借対照表及び損益計算書の要旨に関する情報
- イ 自己資本比率及び経常利益金額等に関する情報
- ウ 経理区分に関する経理方法に関する情報

(5) その他、適合基準の内容が確認できる書類

- 3 知事は、必要に応じて適合基準の確認にあたり必要な情報提供を求めることができるものとする。

（推薦の照会）

第6 知事は、第5の2(1)から(5)に掲げる申請書類の情報を整理し、応募申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、様式1～4を提示し、様式5-1より推薦の照会を行う。

（市町村の推薦）

第7 市町村長は、知事から提示のあった応募申請者の中から、意欲と能力のある林業経営者にふさわしい者を様式5-2に推薦の理由の根拠資料を添えて、知事に推薦することができる。

(適合の基準)

第8 知事は、応募申請者が、法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断するために、別紙2「神奈川県意欲と能力のある林業経営者の適合基準」(以下「基準」という。)を定めるものとする。

(名簿の登録)

第9 知事は、第5の1による応募申請があった場合において、申請書類の内容が基準に適合すると認められるときは、該当する応募申請者を意欲と能力のある林業経営者とする。なお、第7により市町村長から推薦があった場合は、その意向を踏まえるものとする。

2 知事は、第9の1の規定により、次に掲げる項目について、神奈川県意欲と能力のある林業経営者名簿(様式6)(以下「名簿」という。)に登録するものとする。

(1) 基本情報(商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地)

(2) 登録番号、登録年月日、登録期間、変更登録年月日

(3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村

3 名簿の登録の有効期間は、有効期間開始日の属する年度を1年目と起算し、5年目の年度末までの期間とする。

4 知事は、第9の1の規定により適否の判断をした場合は様式7により、名簿を公表する前に意欲と能力のある林業経営者に通知する。市町村への通知は、名簿の公表をもって代えるものとする。

(名簿の公表)

第10 知事は、第9の2の規定に基づき登録を行ったときは、県ホームページにおいて、名簿を公表する。なお、名簿の内容に変更があった場合も同様とする。

(変更の届出)

第11 意欲と能力のある林業経営者は、名簿の登録後において、第5の2(2)ア 基本情報について変更があったときは、様式8-1により遅滞なく知事に届け出るものとする。ただし、意欲と能力のある林業経営者のうち、林業労働力の確保の促進に関する法律第5の1に基づき作成した改善計画を知事に認定された者にあつては、神奈川県林業事業体認定要綱第5の1に定める改善計画変更届出書をもって代えることができる。

2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、様式8-2により当該意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式8-3により関係市町村長に通知するものとする。

(変更の申請)

第 12 意欲と能力のある林業経営者は、名簿の登録後において、第 5 の 2 (1)および(2)イから(5)に関する情報について直近の内容に変更したい場合は、様式 8-1 により知事に変更申請を行うことができる。ただし、第 5 の 2 (3)ク・ケ及び(4)ア・イに関する情報について適否に関わる変更があったときは、事由の発生後速やかに様式 8-1 により知事に変更申請を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、申請書類の内容が基準に適合すると認められるときは、第 11 の 2 に準ずるものとする。ただし、当初の登録期間の変更は行わない。再判断の結果、不適合である場合は登録の取り消しとし、第 13 の 2 に準ずるものとする。

(登録の取消)

第 13 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 基準番号 8 から 10 のいずれかを満たさないことが確認された場合
- (2) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (3) 意欲と能力のある林業経営者からの申出があった場合（様式 9-1）
- (4) 申請書類又は変更届出等の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (5) その他知事が判断した場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、様式 9-2 により登録を取り消す旨を当該意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式 9-3 により関係市町村長に通知するものとする。ただし、前項(2)の場合にあっては、関係市町村長への通知のみとする。

3 知事は、当該意欲と能力のある林業経営者名及び登録を取りやめるに至った理由を、県ホームページを用いて公表するものとする。

(実施状況の報告)

第 14 意欲と能力のある林業経営者は、様式 2 に掲げる今後の目標及び取組について、年度末時点での実施状況について、様式 10-1 及び 10-2 により、毎年度 8 月末までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告内容を確認し、目標及び取組等に改善が必要と認められる場合は、意欲と能力のある林業経営者に対して指導助言等を行うことができるものとする。

(書類の提出)

第 15 この要領に基づく書類の提出は、応募申請者の主たる事業所が所在する地域を所管

する各地域県政総合センターまたは横浜川崎地区農政事務所を経由して、正副各 1 部
を知事に提出するものとする。

附 則 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 11 月 12 日から施行する。

(別紙1)

【提出書類一覧】

書類名称		個人	法人	確認欄
応募申請書類	応募申請書（様式1）	○	○	
	効率的かつ安定的な経営管理に関する状況（様式2）	○	○	
	コンプライアンスの確保に関する誓約書（様式3）	○	○	
	経理的な基礎に関する状況（様式4）	○	○	
基本情報に係る添付書類	登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内、原本）	-	○	
	住民票の写し （マイナンバーの記載のないもの、発行日から3か月以内、原本）	○	-	
	労働者を雇用している場合は雇用に関して交付している文書の様式	△	△	
	就業規則を制定している場合はその写し	-	△	
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類	素材生産量を証明する書類（県森連の精算書等） 下請けの場合は、その分も含む	○	○	
	共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	△	△	
	主伐後の再造林の確保に関して植栽の実績を有することが確認できる書類（業務請負契約書等の写し）	△	△	
	主伐後の再造林の確保に関して連携する民間事業者との協定書等の写し	△	△	
	請負契約書等の写しで事業実績が確認できる書類（素材生産・造林保育双方）※1	○	○	
	伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等を作成している場合はその写し	△	△	
	社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	○	○	
	修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書類※2	○	○	
	森林経営計画を樹立している場合はその写し（認定書1枚のみ）	△	△	
経理的な基礎に係る添付書類	貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3か年分）	-	○	
	青色申告決算書等の写し（直近3か年分）	○	-	
	納税証明書（発行日から3ヶ月以内、原本）※3	○	○	
	中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが確認できる書類※4	△	△	
その他	その他、適合基準の内容が確認できる書類（任意）※5	△	△	

凡例 ○：提出、△：該当があれば提出（該当しない場合は提出不用）、-：提出不用

※1 補助事業または請負事業で元請・下請として、完成、引き渡し完了し、過去3年間の事業実績の中から代表的なもの1件の契約書等の写しとする。

※2 神奈川県流域森林管理士の修了証の写し、あるいは流域森林管理士と同等の特別教育等を同一人が全て修了していることが分かる書類の写しとする。

※3 個人の場合、所得税は直近3年間の納税額が分かる証明書とする。

※4 直近の事業年度において債務超過の状態になっている場合等に添付する。

※5 その他知事が提出を求める書類で、適合基準の判断に必要なもの。

(別紙2)
神奈川県意欲と能力のある林業経営者の適合基準

森林経営管理法 第36条第2項第1号 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

基準番号	取組項目	取組状況	取組項目の詳細
1	素材生産量の増加又は維持	該当すること	直近3か年の平均値で主伐もしくは間伐による生産量が600㎡/年に達しており、かつ今後も増産もしくは、同様の生産量を安定的に継続していく目標があること。 なお、素材生産量は、県内での生産量とし、自社で搬出した量、自社が下請けとして搬出した量、及び下請けに出して他社が搬出した量の合計量とする。
2	生産管理又は流通の合理化等	(1)か(2)のいずれかに 該当すること	(1)生産性の向上に向けた適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理・生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理を行っていること。もしくは、その意向があること。 (2)原木の安定供給・流通の合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等のとりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給や流通合理化を行っていること。 もしくは、その意向があること。
3	施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化	(1)と(2)の双方に 該当すること	(1)施業の集約化 森林法に基づき森林経営計画の認定を受けた実績があること。 ただし、応募申請時に実績がない場合は、施業集約化に対する意欲があり、意欲と能力のある林業経営者に登録された日から5年以内に、森林経営計画を樹立すること。 (2)造林・保育の省力化・低コスト化 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽などに代表される、森林整備の省力化・低コスト化に取り組んでいること、もしくは、その意向があること。
4	主伐後の再造林の確保	(1)と(2)の双方に 該当すること	(1)主伐と再造林の両方を実行できる体制があること。 ただし、主伐と再造林のどちらかのみ実施可能な場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があること。 (2)主伐を実施した場合は、適切な更新(適切な更新とは、市町村森林整備計画に則したものをいう。)を行うこと。もしくは、その意向があること。
5	素材生産及び造林・保育の実施体制の確保	該当すること	素材生産及び造林・保育に関して意欲と能力のある林業経営者に応募申請した年度から遡って10年の間に、各3年以上の事業実績を有すること。 なお、3年以上の事業実績は、連続してなくてよく、県内での実績とする。また、自社の実績、自社が下請けとして実施した実績、及び下請けに出して他社が実施した実績を含めてよい。
6	伐採・造林に関する行動規範の策定等	(1)か(2)のいずれかに 該当すること	(1)伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範を既に策定し、遵守していること。 (2)(1)に該当しない場合、所属する業界団体や県、市町村等が策定した行動規範を遵守すること。
7	雇用管理の改善及び労働安全対策	全てに該当すること	林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他雇用管理の改善を促進するための措置に係る(1)から(3)の取組を行っていること。もしくは、これに準ずる取組を行っていること。 なお、(1)から(3)の「現場作業職員等」には、事業主自身を含むものとし、必要な特別教育等を修了し、又は、これらと同等の技能を有していると認められる者が1名以上在籍していること(※)。 (1)雇用管理の改善 現場作業員の常用化、週休二日制の導入、月給制の導入、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、高齢労働者による技術の伝承等の取り組み等を行っていること。もしくは、その意向があること。 (2)労働安全対策 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育や、防護具着用の徹底、作業現場の安全巡回、リスクアセスメント、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等を行っていること。 もしくは、その意向があること。 (3)福利厚生の充実 一人親方等の特別加入を含み、労働者災害補償保険に加入していること。また、退職金制度への加入を行っていること。 かつ、届出の義務がない場合を除き、健康保険法第48条の規定による届出、厚生年金保険法第27条の規定による届出及び雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること。もしくは、その意向があること。
8	コンプライアンスの確保	全てに該当しないこと	(1)業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕されていること又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していないこと。 (2)業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。 (3)国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。 (4)適合基準6の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者。 (5)個人の場合は、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる者。 (6)その他、森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者。 (7)応募申請書類及び変更の届出の内容に虚偽の記載があること。 なお、代表役員等とは法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。一般役員等とは法人の役員、支配人、又はその支店もしくは営業所を代表するものとする。
9	常勤役員の設置	(1)か(2)のいずれかに 該当すること	(1)法人においては、常勤の役員を設置していること。 (2)(1)に該当しない場合、意欲と能力のある林業経営者に登録された日から3年を経過した日以降、最初の総会等の時までに設置すること。

森林経営管理法 第36条第2項第2号 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

基準番号	取組項目	取組状況	取組項目の詳細
10	直近の事業年度における経理状況が良好であること	(1)から(3)のいずれかに該当すること	(1)法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が債務超過でないこと。かつ、経常利益金額もしくは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額のどちらかが、直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと(直近3年間において、1年でもプラスの状態があればよい。) (2)個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとなっていないこと(直近3年間において、1年でもプラスの状態があればよい。) (3)上記(1)、(2)を満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが確認できること。
11	会計上、経理区分の分離が可能なこと	該当すること	経営管理実施権の設定を受けて行う事業の経理を他の事業の経理と分離できること。

- ・基準番号7関係
- ※特別教育等の範囲(神奈川県流域森林管理士の取得範囲に相当)
- 1 救急法(普通救命講習)

2 車両系建設機械運転技能講習

3 玉掛作業技能講習

4 小型移動式クレーン運転技能講習

5 不整地運搬車運転技能講習

6 機械集材装置運転特別教育第36条第7号(ワイヤロープの知識・法令関係、ワイヤロープ実習、運転実習)

7 車両系木材伐出機械特別教育(伐木・走行・簡易架線共通学科)(36-6-2、36-6-3、36-7-2)

8 伐木等機械の運転特別教育第36条第6号の2(実習)

9 走行集材機械の運転特別教育第36条第6号の3(実習)

10 簡易架線集材装置等の運転特別教育第36条第7号の2(操作実習)

11 はい作業安全衛生教育

12 林業架線作業主任者免許

(様式 1)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者 応募申請書

(元 号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

電話番号：

(認定事業体の認定の有無 有 ・ 無)

このことについて、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に規定する経営管理実施権配分計画が定められる場合に、次の市町村において経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、関係書類を添えて申請します。

1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村

--

※希望する地域が事務所から遠隔地である等事業実績が少ない場合、適切な経営管理を実施することができる根拠（任意様式）を提出してください。

2 提出書類

別紙 1 のとおり

(様式2)

効率的かつ安定的な経営管理に関する状況

1 基本情報 (年 月 日申請時点)

(1)商号又は名称 及び 代表者氏名

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地

(2)雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無
人 (人)	人 (人)		

社会・労働保険等への加入状況					雇用の賃金形態
労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等	
人	人	人	人	人	

(記載要領)

- 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。
- 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。
- 雇用の賃金形態は、日給制・月給制・出来高制等を記載すること。

(3)技術者・技能者の数

・作業技術に係る資格

フォレスト ト ワーカー	森林作業道 作設オペレー ター	技術士補	技能士補	林業技士			
人	人	人	人	人	人	人	人

・管理者に係る資格

フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	技術士	技能士	フォレスター (森 林総合監理士)	流域森林 管理士			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(資格の説明)

- フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のことであり、森林部門に限る。
- 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。
- 流域森林管理士とは、神奈川県が実施する流域森林管理士育成研修を修了し、流域森林管理士と認定された者のこと。

(4)資本整備に関する情報(林業機械の保有・導入状況)

グラブブル (ウインチ付 き含む)	プロセッサ	ハーベスタ	フォワード	スイングヤード	タローヤード	フェラー パンチャ	スキッド	ザウルス	自走式搬器	集材機	
台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)	台 (台)

(記載要領)

- 1年を超える契約のリース機械、レンタル機械について含むこととする。(その場合は括弧書きとする)

2 素材生産量の増加及又は維持

主な事業実績がある市町村

事業期間

直近の年度： 年 4 月 1 日 ～ 年 3 月 31 日

事業区分		指標	内訳	直近 3 年度の実績				5 年後の 目標		
				直近の前々年	直近の前年	直近	平均			
				年度	年度	年度				
素材 生産	主伐	面積 (ha)	直営							
			請負							
			合計							
		材積 (m³)	直営							
			請負							
			合計							
		生産性 (m³/人日)	直営							
			間伐	面積 (ha)	直営					
					請負					
	合計									
	材積 (m³)	直営								
		請負								
		合計								
	生産性 (m³/人日)	直営								
造林・ 保育		植栽	面積 (ha)	直営						
				請負						
	合計									
	下刈り	面積 (ha)	直営							
			請負							
			合計							
	保育間伐	面積 (ha)	直営							
			請負							
			合計							
	その他 (除伐・ 枝打ち等)	面積 (ha)	直営							
			請負							
			合計							

(記載要領)

- 1 事業期間は登録申請をしようとする年の前年度とすること。
- 2 直近 3 年度の実績及び 5 年後の目標の見込を記載すること。
- 3 5 年後の目標は、素材生産については実績以上の目標値を設定すること。
- 4 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 5 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 6 素材生産量は丸太材積とすること。
- 7 生産性については、直営施業により実施したものについて記載すること。
- 8 数値は、実績は小数点第 2 位四捨五入 1 位止、目標は小数点第 1 位四捨五入単位止とする。

素材生産量の増加又は維持に関する取組方針について記述してください。

以下の3～9の項目の口欄について、該当する箇所にチェックしてください。
・その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。
・該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

3 生産管理又は流通合理化等【(1)か(2)のいずれかの項目のうち1つ以上該当】

	取り組んでいる	取り組む意向がある		取り組んでいる	取り組む意向がある
(1) 生産性の向上に向けた適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	☐	☐	(2) 原木の安定供給・流通合理化等 製材工場等需要者との直接的な取引	☐	☐
作業システムの改善	☐	☐	とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	☐	☐
その他（ ）	☐	☐	森林所有者や工務店等との連携	☐	☐
			その他（ ）	☐	☐

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述し、その内容が確認できる書類がある場合は添付してください。

4 施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化【(1)と(2)の各項目のうち1つ以上該当】

	取り組んでいる	取り組む意向がある		取り組んでいる	取り組む意向がある
(1) 施業の集約化			(2) 造林・保育の省力化・低コスト化		
森林経営計画の策定	☐	☐	伐採・造林の一貫作業システムの導入	☐	☐
集約化の実施実績	☐	☐	コンテナ苗の使用	☐	☐
その他（ ）	☐	☐	低密度植栽（3000本/ha未満）	☐	☐
			その他（ ）	☐	☐

(記載要領)

- 1 集約化の実施実績とは、例えば森林経営計画の認定面積に満たないものの、補助金等を活用して複数の所有者を集約化し、森林整備を実施した実績のこと。
2 一貫作業システムとは、伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地替え又は苗木等の資材運搬に、若しくは集材用架線や苗木等の資材運搬に活用するとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせることで、一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システムをいう。
3 低密度植栽とは、ha3000本未満の植栽を記載すること。

(1)及び(2)（チェックしたもの）について、具体的内容を記述し、その内容が確認できる書類がある場合は添付してください。
特に、森林経営計画を樹立していない場合、5年後までの樹立に向けた取組について具体的に記載してください。

5 主伐後の再造林の確保【(1)と(2)の各項目のうち1つ以上該当】

(1)主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している	☐	有している
主伐と再造林のどちらかのみ実施可能な場合は、 もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により 一体的に実施できる体制がある	☐	
(2)主伐後の適切な更新の実施	☐	☐
その他（ ）	☐	☐

(1)及び(2)（チェックしたもの）について、具体的内容を記述し、その内容が確認できる書類がある場合は添付してください。

6 素材生産及び造林・保育の実施体制の確保【全てに該当】

3年以上
素材生産の事業実績 ☐

3年以上
造林・保育の事業実績 ☐

7 伐採・造林に関する行動規範の策定等【(1)か(2)いずれかの項目に該当】 取り組んでいる

(1)独自の行動規範等の策定及び遵守 ☐

(2)所属する団体や都道府県等が策定した行動規範の遵守（策定主体：☐） ☐

(1)及び(2)（チェックしたもの）について、具体的内容を記述し、本県以外が策定した行動規範がある場合は添付してください。

8 雇用管理の改善及び労働安全対策【(1)については2項目以上、(2)については3項目以上、(3)については3項目以上該当】

	取り組んでいる	取り組む意向がある		取り組んでいる	取り組む意向がある
(1) 雇用管理の改善 現場作業職員の常用化	☐	☐	(2) 労働安全対策 現場作業職員等への安全衛生教育	☐	☐
週休二日制の導入	☐	☐	防護具の着用の徹底	☐	☐
月給制の導入	☐	☐	作業現場の安全巡回	☐	☐
計画的な研修実施等の教育訓練の充実	☐	☐	リスクアセスメント	☐	☐
高年齢労働者による技術の継承	☐	☐	労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	☐	☐
その他（ ☐ ）	☐	☐	その他（ ☐ ）	☐	☐
(3) 福利厚生 of 充実	取り組んでいる				
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	☐				
雇用保険法の届出	☐				
退職金制度への加入	☐	取り組む意向がある			
健康保険法の届出	☐	☐			
その他（ ☐ ）	☐	☐			

(1)、(2)及び(3)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述し、その内容が確認できる書類がある場合は添付してください。

9 常勤役員の設置（※ 法人のみ）

常勤役員の一覧について記述してください。

役職	性別	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、3年後までの設置に向けた取組について具体的に記述してください。

10 自由記載欄

※例えば表彰実績、かながわ森林塾講師の実績、作業道作設実績等を記載する。

(様式3)

コンプライアンスの確保に関する誓約書

(元 号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地：

商号又は名称：

代表者 氏 名： 印

私は、下記1から7のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していない者。
- 2 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
- 3 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。
- 4 適合基準6の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者。
- 5 個人の場合は、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる者。
- 6 その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- 7 応募申請書類および変更の届出・申請、実施状況の報告の内容に虚偽の記載があること。

(様式4)

経理的な基礎に関する状況

1 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
事業期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率（％）			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

4 経営管理実施権の設定を受けて行う事業の経理を他の事業の経理と分離して計上する方法について、具体的に記載してください。

例

（簿記１級や２級の資格を取得した会計職員がいる、会計ソフトを導入している、林産業と木材加工の分野で区分経理の実績がある等）

5 その他

(様式 5 - 1)

(元 号) 年 月 日

市町村長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者への推薦について（照会）

このことについて、神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 6 に基づき、推薦の照会を行います。ついては、応募申請者のうち、神奈川県意欲と能力のある林業経営者としての登録がふさわしい者を推薦する場合は、様式 5 - 2 により（元号） 年 月 日までに知事宛てにご推薦をお願いいたします。

※（添付資料）様式 1 から 4

(様式 5 - 2)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の推薦書

第 号
(元 号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

市町村長

このことについて、神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 7 に基づき、森林経営管理法第 36 条の民間事業者として、次の者を推薦します。

項 目	内 容
商号又は名称	
所在地	
推薦の理由	
その他	

※複数の民間事業者を推薦する場合は、民間事業者ごとに作成してください。

※推薦した理由を補完する資料を添付してください。

(様式6)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者名簿

登録番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	登録年月日 (登録情報の変更年月日)	登録期間	※事業希望地（市町村）

※事業希望地とは、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村。

(様式 7)

第 号
(元 号) 年 月 日

民間事業者 様

神奈川県知事 印

神奈川県意欲と能力のある林業経営者に係る登録結果について（通知）

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 9 の 4 に基づき、通知します。

- 1 登録結果 登録・不登録
- 2 （登録の場合） 別添様式 6 のとおり名簿に登録し、県ホームページへ公表します
（不登録の場合）理由

(様式 8-1)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者 変更 (届出・申請) 書

(元 号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

(元号) 年 月 日付けで適合通知を受けた内容について、次のとおり変更したいので、神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領 (第 11 の 1 もしくは第 12 の 1) に基づき (届出・申請) します。

1 登録番号

2 変更内容

3 変更理由

※ (添付資料) 変更箇所を朱書きし、必要に応じて添付してください

1 様式 2

2 様式 4

3 上記に関する資料

(様式 8 - 2)

(元 号) 年 月 日

民間事業者 様

神奈川県知事 印

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の登録内容の変更について（通知）

（元号） 年 月 日付けで（届出・申請）があった内容については（届出・申請）のとおり変更しましたので、神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領（第 12 の 2 において準用する）第 11 の 2 に基づき、通知します。

※（添付資料） 様式 6 の名簿（変更がある場合のみ）

(様式 8-3)

第 号
(元 号) 年 月 日

市町村長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の登録内容の変更について (通知)

このことについて、(元号) 年 月 日付けで(意欲と能力のある林業経営者名)から(届出・申請)があり、別添写しのとおり変更しましたので、神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領(第 12 の 2 において準用する)第 11 の 2 に基づき、通知します。

※ (添付資料)

- 1 様式 8-1 (事業体からの届出・申請)
- 2 様式 2, 4, 6 (変更がある場合のみ)
- 3 様式 8-2 (事業体への変更登録の通知)

(様式 9 - 1)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者 登録取消申出書

(元 号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

(元号) 年 月 日付けで神奈川県意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録されましたが、下記理由により登録を取り消したいので申し出ます。

- 1 登録番号
- 2 登録取消の理由

(様式 9 - 2)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者 登録取消通知書

第 号
(元 号) 年 月 日

民間事業者 様

神奈川県知事 印

(元号) 年 月 日付けで神奈川県意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録していましたが、次の理由により取消したので通知します。

取消の理由

教示

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求ができなくなります)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、神奈川県を被告として、横浜地方裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することもできます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消または審査請求ができなくなります)。

(様式 9 - 3)

第 号
(元 号) 年 月 日

市町村長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の登録取消について (通知)

このことについて、(元号) 年 月 日付けで登録した(意欲と能力のある林業経営者名)は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり登録を取り消しましたので通知します。

取消の理由

※ (添付資料)

- 1 様式 8 - 1 (変更申請書) または様式 9 - 1 (登録取消申出書)
- 2 様式 6 (変更後の名簿)
- 3 様式 8 - 2 (事業体への取消の通知)

(様式 10-1)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の実施状況報告書

(元 号) 年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 14 の 1 に基づき、実施状況（ 年次）を報告します。

※（添付資料） 様式 10-2（実施状況報告書）

(様式10-2)

神奈川県意欲と能力のある林業経営者の実施状況報告書 (年次)

(元号) 年 月 日

1 森林整備の実施状況

事業区分		指標	内訳	実施状況					5年後の 目標
				1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
				年度	年度	年度	年度	年度	
素材 生産	主伐	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						
		材積 (m ³)	直営						
			請負						
			合計						
		生産性(m ³ /人日)	直営						
	間伐	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						
		材積 (m ³)	直営						
			請負						
			合計						
		生産性(m ³ /人日)	直営						
造林 ・ 保育	植栽	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						
	下刈り	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						
	保育間伐	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						
	その他 (除伐・枝打ち等)	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						

(記載要領)

- 1 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。
- 2 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 3 素材生産量は丸太材積とすること。
- 4 生産性については、直営施業により実施したものについて記載すること。
- 5 数値は、実績は小数点第2位四捨五入1位止、目標は小数点第1位四捨五入単位止とする。

2 安定した素材生産量の増加又は維持に関する実施状況

3 生産管理又は流通合理化等に関する実施状況

4 施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化に関する実施状況

5 主伐後の再造林の確保に関する実施状況

6 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する実施状況

7 伐採・造林に関する行動期間の策定等の実施状況（※行動規範を策定していない場合に記入）

8 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する実施状況

9 常勤役員の設置に関する実施状況（※常勤役員を設置していない場合に記入）

10 経理状況

(1) 貸借対照表の要旨

区分		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次
事業期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
資産	流動資産					
	固定資産					
	繰延資産					
資産合計						
負債	流動負債					
	固定負債					
	負債合計					
純資産	資本金					
	資本剰余金					
	資本準備金					
	その他資本剰余金					
	利益剰余金					
	利益準備金					
	その他利益剰余金					
	自己株式					
	評価・換算差額等					
	純資産合計					
負債及び純資産合計						

(2) 損益計算書の要旨

区分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外利益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等充当額					
税引後当期利益					

(3) 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次
自己資本比率 (%)					
経常利益					
減価償却費					
経常利益金額等					

※経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

11 自由記載欄

※例えば表彰実績、かながわ森林塾講師の実績、作業道作設実績等を記載する。